

2020年6月変更

定 款

公益財団法人 野村マネジメント・スクール

公益財団法人野村マネジメント・スクール定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、公益財団法人野村マネジメント・スクール（英文名 Nomura School of Advanced Management。略称「NSAM」）と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、内外の企業経営に関する教育及び研修、研究調査、情報の収集及び提供等を行うことにより、企業経営に関する国際的な相互理解の増進と人材の育成を図り、もって我が国経済社会の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 内外の企業経営に関する教育及び研修の実施
- (2) 内外の企業経営に関する研究調査
- (3) 内外の企業経営に関する情報の収集及び提供
- (4) 内外の企業経営に関する学術研究の支援
- (5) 内外の企業経営に関する内外関係機関等との交流及び協力
- (6) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産)

第5条 本法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 本法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会及び評議員会で定めた財産。
- (2) 公益認定を受けた日以降に基本財産として寄附された財産。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

- 4 基本財産は、本法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 本法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 事業計画書及び収支予算書等は、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 事業計画書及び収支予算書等は、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第8条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第22条に定められた財産目録等は、当該事業年度終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 本法人に、評議員3名以上6名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員長とする。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人又は認可法人
- 3 評議員会は、その決議によって、評議員の中から評議員長1名を選定する。
- 4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 評議員は、第10条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

- 第13条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める役員等の報酬等規程に従って、算定した額を報酬として支給することができる。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等の報酬等規程による。

第5章 評議員会

(構成)

- 第14条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員の選任及び解任
 - (4) 評議員長の選定及び解職
 - (5) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (6) 計算書類等の承認
 - (7) 定款の変更
 - (8) 残余財産の処分

(9) 基本財産の処分又は除外の承認

(10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度6月に1回開催する。

3 臨時評議員会は、いつでも招集することができる。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第18条 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに、各評議員に対して通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

2 評議員長が欠けたとき又は事故があるときは、評議員会の決議によって、その評議員会に出席した評議員の互選により議長を選定する。

(定足数)

第20条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第22条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席したその他の評議員のうち2名は、前項の議事録に署名捺印する。

第6章 役員等

(役員を設置)

第25条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上9名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、2名以内を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、2名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

- 3 監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。

（理事の職務及び権限）

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款に定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、代表理事を補佐し、本法人の業務を執行する。
- 4 理事会は、その決議によって、代表理事の中から理事長1名を選定する。
- 5 理事会は、その決議によって、代表理事（理事長を除く。）及び業務執行理事の中から専務理事を選定することができる。ただし、専務理事は2名以内とする。
- 6 代表理事及び業務執行理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 7 代表理事及び業務執行理事は、各事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第28条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査すること。
- (2) 本法人の業務及び財産の状況を監査すること。
- (3) 法令の定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (4) 理事会に出席し、意見を述べること。
- (5) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法律若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求し、その請求の日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合に理事会を招集すること。
- (7) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調

査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

(8) 理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

5 理事又は監事は、第25条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員に対する報酬等)

第31条 理事及び監事に対して、報酬等を支払うことができる。

2 理事及び監事の報酬額は、評議員会において別に定める役員等の報酬等規程に定める額とする。

3 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問)

第32条 本法人に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 顧問は、次の職務を行う。

- (1) 代表理事の相談に応じること。
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、
- 5 顧問には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

- 6 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等の報酬等規程による。

第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
 - (4) 理事長及び専務理事の選定及び解職
 - (5) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (6) 委員会の設置と委員の選任
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) その他法令で定められた事項

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回、原則として6月及び3月に開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第28条第1項第6号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 理事長が欠けたとき又は事故があるときは、その他の代表理事又は業務執行理事が、理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は事故があるときは、理事会の決議によって、その理事会に出席した代表理事及び業務執行理事の中から議長を選定する。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときを除く。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第27条第7項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した代表理事及び監事は、これに署名捺印しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条にも適用する。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に係る定款の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第44条 本法人は、基本財産の滅失による本法人の目的である事業の成功の不能その他一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条に規定する事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 本法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 本法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 選考委員会

(選考委員会)

第47条 第4条第4号に定める事業（以下、「学術研究支援事業」という。）を推進する

ために必要があるときは、理事会はその決議により、選考委員会を設置することができる。

2 選考委員会は、学術研究支援事業の助成対象を決定し、理事会、理事長又は専務理事に報告する。

3 選考委員会は、4名以上10名以内の選考委員で構成する。

4 選考委員は学識経験者のうちから理事会で選任し、理事長が委嘱する。

5 選考委員は、役員及び評議員を兼ねることができる。ただし、役員及び評議員は選考委員の3分の1を超えてはならない。

6 選考委員の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

7 補欠又は増員により選任された選考委員の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時のいずれか遅い日までとする。

8 選考委員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

9 選考委員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

10 選考委員会の任務及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に

定める。

第10章 事務局

（設置等）

第48条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を経て理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第11章 賛助会員

（賛助会員）

第49条 本法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものを賛助会員とすることができる。

2 賛助会員は、理事会の定めるところにより、本法人の事業活動に参加することができる。

3 賛助会員は、理事会の定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議に

より別に定める賛助会員規程による。

第 1 2 章 公告の方法

(公告の方法)

第 5 0 条 本法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成21年11月2日）から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本法人の最初の代表理事及び業務執行理事は、次に掲げる者とする。
代表理事（理事長） 橋本 昌三
業務執行理事（専務理事） 今井 久
- 4 本法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
伊藤 俊明 株式会社ジャフコ 取締役社長
坂根 正弘 コマツ 代表取締役会長
中村 斐夫 パナソニック株式会社 代表取締役会長
藤沼 彰久 株式会社野村総合研究所 取締役会長兼社長
吉野 洋太郎 ハーバード大学ビジネス・スクール 名誉教授

履 歴

- (施行) 平成21年11月2日
(変更) 平成26年6月9日
(変更) 平成30年3月19日
(変更) 2020年6月10日